

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）（水産政策課）	1
○告示（漁船損害等補償法による加入区 の指定）の一部改正（漁業管理課）	1
○漁船損害等補償法による同意成立（"）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（"）	1
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改 正（港湾・海岸 課）	1
公 告	
○農地を利用する権利の設定に関する裁 定の申請（農地・担い 手対策課）	2
○土地改良区の設立認可の適否決定（農業基盤課）	2
○県営土地改良事業の計画の定め（"）	3

## 告 示

### 高知県告示第829号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成30年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸岬漁業協同組合の地区  
小型まぐろ漁業

### 高知県告示第830号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第4項及び第6項の規定により、昭和63年3月高知県告示第200号（漁船損害等補償法による加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

「安芸市伊尾木及び川北の区域」を「安芸市伊尾木、川北及び下山の区域」に改める。

### 高知県告示第831号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成30年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 安芸加入区

### 高知県告示第832号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成26年10月高知県告示第578号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成30年10月18日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成30年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 安芸加入区

### 高知県告示第833号

昭和40年10月高知県告示第516号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 土佐湾沿岸室戸岬漁港海岸室戸岬地区海岸の海岸保全区域の(3) 指定の区域を次のように改める。

(3) 指定の区域

#### ア 基準点

- (ア) 坂本海岸基準点10から方位角315度01分34秒124.677メートルの点（基準点1）とする。
- (イ) 基準点1から方位角334度57分50秒109.709メートルの点（基準点2）とする。
- (ウ) 基準点2から方位角44度24分35秒79.637メートルの点（基準点3）とする。
- (エ) 基準点3から方位角345度08分14秒117.588メートルの点（基準点4）とする。
- (オ) 基準点4から方位角340度58分23秒121.438メートルの点（基準点5）とする。
- (カ) 基準点5から方位角333度31分40秒109.825メートルの点（基準点6）とする。
- (キ) 基準点6から方位角325度42分03秒114.290メートルの点（基準点7）とする。
- (ク) 基準点7から方位角323度04分37秒107.411メートルの点（基準点8）とする。
- (ケ) 基準点8から方位角337度50分40秒155.509メートルの点（基準点9）とする。
- (コ) 基準点9から方位角318度35分12秒106.779メートル

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

- の点（基準点10）を基準点10とする。
  - (サ) 基準点10から方位角332度56分44秒94.011メートルの点（基準点11）を基準点11とする。
  - (シ) 基準点11から方位角309度28分23秒71.911メートルの点（基準点12）を基準点12とする。
  - (ス) 基準点12から方位角310度46分56秒70.099メートルの点（基準点13）を基準点13とする。
  - (セ) 基準点13から方位角327度56分01秒86.155メートルの点（基準点14）を基準点14とする。
  - (ソ) 基準点14から方位角327度21分23秒100.526メートルの点（基準点15）を基準点15とする。
  - (タ) 基準点15から方位角327度14分45秒92.282メートルの点（基準点16）を基準点16とする。
- イ 補助点
- 基A1 基準点10から方位角198度06分28秒3.047メートルの点
  - 基A2 基準点12から方位角113度42分34秒29.918メートルの点
  - 基A3 基準点12から方位角194度16分43秒33.989メートルの点
  - 基A4 基準点13から方位角160度56分04秒21.812メートルの点
  - 基A5 基準点14から方位角230度03分50秒6.121メートルの点
  - 基A6 基準点14から方位角319度55分17秒47.551メートルの点
  - 基A7 基準点15から方位角175度20分38秒14.364メートルの点
  - 基A8 基準点15から方位角316度57分45秒37.497メートルの点
  - 基A9 基準点15から方位角276度22分25秒66.506メートルの点
  - 基A10 基準点16から方位角292度48分10秒91.508メートルの点
  - 基A11 基準点16から方位角330度52分15秒67.934メートルの点
  - 基A12 基準点16から方位角334度45分15秒40.051メートルの点
  - 基A13 基準点16から方位角137度42分32秒32.139メートルの点
  - 基A14 基準点15から方位角338度23分09秒27.631メートルの点
  - 基A15 基準点15から方位角333度44分02秒27.245メートルの点
  - 基A16 基準点14から方位角58度28分28秒3.253メートル

の点  
 基A17 基準点14から方位角56度56分36秒14.228メートルの点  
 基A18 基準点14から方位角37度48分31秒51.221メートルの点  
 基A19 基準点14から方位角41度11分44秒70.920メートルの点  
 基A20 基準点14から方位角44度25分03秒70.470メートルの点  
 基A21 基準点14から方位角42度30分36秒50.586メートルの点  
 基A22 基準点14から方位角72度26分40秒16.053メートルの点  
 基A23 基準点14から方位角107度38分08秒5.281メートルの点  
 基A24 基準点14から方位角136度01分00秒19.726メートルの点  
 基A25 基準点14から方位角116度58分28秒22.097メートルの点  
 基A26 基準点14から方位角69度53分47秒35.666メートルの点  
 基A27 基準点14から方位角53度38分29秒56.432メートルの点  
 基A28 基準点14から方位角49度24分50秒66.807メートルの点  
 基A29 基準点14から方位角52度31分54秒68.378メートルの点  
 基A30 基準点14から方位角57度13分15秒58.217メートルの点  
 基A31 基準点14から方位角74度30分34秒38.341メートルの点  
 基A32 基準点14から方位角119度31分38秒26.039メートルの点  
 基A33 基準点14から方位角137度36分23秒23.682メートルの点  
 基A34 基準点12から方位角175度43分15秒21.484メートルの点  
 基A35 基準点12から方位角82度35分39秒49.676メートルの点  
 基A36 基準点11から方位角141度56分06秒35.003メートルの点  
 基A37 基準点10から方位角69度05分39秒17.941メートルの点  
 基B1 基準点3から方位角89度09分13秒16.854メートルの点

基B2 基準点5から方位角12度25分45秒18.585メートルの点  
 基B3 基準点7から方位角45度13分25秒21.923メートルの点  
 基B4 基準点7から方位角47度58分25秒26.170メートルの点  
 基B5 基準点5から方位角76度28分35秒17.050メートルの点  
 基B6 基準点4から方位角123度16分22秒29.860メートルの点  
 基B7 基準点3から方位角82度55分52秒25.759メートルの点

ウ 区域

(ア) A地区

基A1から基A37までの各点を、順次に結んだ線により囲まれた区域

(イ) B地区

基B1から基B7までの各点を、順次に結んだ線により囲まれた区域

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項後段の規定により農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
安芸市奈比賀字裾長山29	田	459
安芸市奈比賀字裾長山43	田	766
安芸市奈比賀字中長山61-1	田	72
安芸市奈比賀字中長山83	田	452
安芸市奈比賀字上長山102	田	231
安芸市奈比賀字上長山	田	548

110-1		
安芸市奈比賀字上長山110-2	田	99

- 申請に係る農地の利用の現況  
農地法第32条第1項第1号に規定する現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地に該当する。
- 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	補償金の額
平成30年12月1日	5年	13,000円

- 意見書の提出  
申請に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより知事に意見書を提出することができる。
  - 提出期限  
平成30年11月9日
  - 提出先  
高知県農業振興部農地・担い手対策課
  - 意見書において明らかにすべき事項
    - 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
    - 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
    - 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
    - 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
    - 意見の趣旨及びその理由
    - その他参考となるべき事項

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、吉川元水ほか19名からの香美市永野土地改良区の設立認可の申請は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
(1) 土地改良事業計画書の写し  
(2) 定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年10月23日から同年11月20日まで
- 3 縦覧場所  
香美市役所
- 4 その他  
この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。



土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（永野地区農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型（区画整理）））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年10月23日から同年11月20日まで
- 3 縦覧場所  
香美市役所
- 4 その他  
この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。